

千葉県告示第358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年4月24日

千葉市長 神谷俊一

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【医療機関】

名称	所在地	指定期間
独立行政法人 国立病院機構 千葉東病院	千葉市中央区仁戸名町673番地	令和5年6月1日から 令和11年5月31日まで
医療法人社団 光静会 成田医 院	千葉市美浜区高洲2-3-17	令和5年4月1日から 令和11年3月31日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
薬局くすりの福太郎 椿森店	千葉市中央区椿森4-3-3 エクセル8 101号室	令和5年5月1日から 令和11年4月30日まで
オリーブ薬局 海浜幕張店	千葉市美浜区打瀬1-2-1 幕張ベイタウンプラザ3F	令和5年6月1日から 令和11年5月31日まで

【訪問看護ステーション】

名称	所在地	指定期間
独立行政法人 国立病院機構 しもやぎ訪問看護ステーション	千葉市緑区辺田町578	令和5年5月1日から 令和11年4月30日まで